

令和2年5月27日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 令和2年度監査等実施計画
- (2) 定期監査結果の報告
- (3) 草津市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (4) 草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 草津市中学校運動部活動指導員設置要綱を廃止する要綱について
- (6) 草津市立学校臨時教員に関する要綱を廃止する要綱について
- (7) 草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱を廃止する要綱について
- (8) 草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱を廃止する要綱について
- (9) 草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱および草津市学校事務共同実施推進協議会要綱を廃止する要綱について
- (10) 草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (11) 草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (12) 寄付受け入れ報告について

監 発 第 8 5 号

令和 2 年 4 月 1 日

草津市教育委員会教育長 様

草津市代表監査委員

令和 2 年度監査等実施計画について（通知）

令和 2 年度監査等実施計画を別紙のとおり決定したので通知します。

令和2年度 監査計画

1 監査の基本方針

我国の経済について、景気の現状を示す直近の基調判断（令和2年3月）は「新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」とし、先行きについては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があるとされていることから、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても、これまで以上に厳しい状況にある。

本市の財政状況については、大規模事業の実施が大詰めを迎え、投資的経費は今後平年並みに収束していくものの、社会保障関係費である扶助費は逦増しており、令和元年度財政運営計画において、財政収支見通しとして3年間で約37億円の財源不足になると見込んでいる。一方、歳入の根幹をなす市税収入については、法人税率の改正による収入減に加え、上述の財政環境からも見通しは大変厳しく、市税全体としての着実な伸びを期待することは難しく、本市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。

令和2年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、監査制度の充実・強化を目的に地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月に全部施行されたことに伴い、今般策定した草津市監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から、「法令を遵守しているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」を基本的な視点として監査を実施する。

なお、こうした動向を踏まえ、内部統制の体制の整備や運用状況を着眼点の一つとし、リスクが高い事務事業に監査資源を配分することにより監査機能の充実・強化を図る。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意し、監査を行う。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が法令に適合し、正確で合理的かつ効率的に行われているかについて、随時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在 High および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が正確に行われているか検査する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正であるか審査する。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度方針を定めて実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「令和2年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。公表回数は、基本として年4回とするが、その他必要に応じて随時公表とする。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第14項）

特に、勧告に基づいた措置が講じた旨の報告が行われない場合は、必要に応じて再度勧告を行う場合がある。

令和2年度監査等実施計画表

月	定期監査対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の監査	決算審査・健全化法審査	例月出納検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども未来部 教育委員会	4月下旬に実施 山田こども園、笠縫幼稚園 玉川小学校、老上西小学校					27日 (月)
5	子ども未来部 教育委員会	5月上・中旬に実施 第四保育所、志津こども園 志津小学校、草津小学校、笠縫東小学校、 草津中学校、新堂中学校					25日 (月)
6						↑ 公 営 企 業 会 計 一 般 特 別 計 ↓	25日 (木)
7	総合政策部 議会事務局	職員課 議事庶務課			財援監査 (指定管理) (総合政策部)		27日 (月)
8	まちづくり協働部	生活安心課					25日 (火)
9	環境経済部	環境政策課 資源循環推進課 (クリーンセンター) くさつろくおけが ず					25日 (金)
10	都市計画部 建設部		開発調整課 都市計画課 ア・整備事業推進室				26日 (月)
11	建設部 子ども未来部		公園緑地課 子育て職センター 子ども家庭課		工事監査 (まちづくり協働部)	25日 (水)	
12	上下水道部 健康福祉部			給排水課 保険年金課 健康増進課		25日 (金)	
1	教育委員会		教育総務課 学校給食センター 児童生徒支援課			25日 (月)	
2	総務部	税務課			財援監査 (補助金・ 指定管理) (まちづくり協働部)	25日 (木)	
3						25日 (木)	

監 発 第 6 7 号

令和 2 年 3 月 2 6 日

草津市教育委員会教育長 様

草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 山元 宏和

定期監査結果報告の提出について
地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
令和2年 1月21日	ス ポ ー ツ 保 健 課
令和2年 1月22日	生 涯 学 習 課
令和2年 2月28日	図 書 館
令和2年 3月 2日	学 校 教 育 課

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
スポーツ保健課	令和2年1月21日	平成30年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の範囲および方法

所管事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から、主として平成30年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成28年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および、内部統制の体制の整備や運用状況について確認し、次の着眼点及び方法により実施した。

なお、準公金（各種団体等の会計事務）の取扱状況についても確認した。

(1) 重点項目

- ① 市民スポーツ大会推進費のうちチャレンジスポーツデー開催費補助金
- ② 市民スポーツ団体活動支援費のうち総合型地域スポーツクラブ補助金
- ③ 学校体育推進費
- ④ 準公金の取扱いについて

(2) 監査の主な着眼点

- ・補助金の支出方法は適正であるか。
- ・補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- ・委託料の支出方法は適正であるか。
- ・委託の内容は適正であり、またその成果の確認は行われているか。
- ・準公金の管理について、前回監査の指摘事項について、改善がなされているか。また、要領等に基づき適正に管理されているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成30年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

① 市民スポーツ大会推進費のうちチャレンジスポーツデー開催費補助金

決算金額	2,919,181円	内一般財源	2,919,181円
------	------------	-------	------------

市内の各所で市民誰もが参加できるスポーツイベントを実施し、より多くの市民にスポーツを楽しんでもらい、生涯スポーツの推進を図ることを目的に、各種スポーツ大会等の開催に対して補助金を交付された。その中の一つにチャレンジスポーツデーの開催がある。本補助事業は生涯スポーツ活動の推進の一環として、市民が気軽に多種多様なスポーツを体験することができる事業として平成14年からスタートし、市内小学校や社会体育施設等において学区体育振興会、市スポーツ協会等各関係団体の協力により実施された。

主催 チャレンジスポーツデー実行委員会（事務局：草津市スポーツ協会内）

開催日 平成30年11月11日（日）、17日（土）、18日（日）、23日（金・祝）、24日（土）、25日（日） 計6日

会場 市内社会体育施設、市内小中学校、立命館大学 BKC 他

事業内容 ・草津市スポーツ協会加盟団体主催による各種運動教室や体験事業
 ・各学区の体育振興会およびまちづくり協議会主催によるスポーツ大会
 ・くさつ健・交クラブ主催による体験事業
 ・立命館大学 BKC でのスポーツ鬼ごっこなど

実施団体および参加者数

団体区分	実施団体数	参加者数
公益社団法人草津市スポーツ協会	22 団体	2,086 人
各学区体育振興会	14 学区	2,090 人
特定非営利法人くさつ健・交クラブ	1 団体	178 人
立命館大学 BKC	1 団体	51 人
合計	38 団体	4,405 人

補助金交付額 2,919,181円

補助金執行額の内訳 事務局費 69,885円（消耗品費等）
 事業費 113,346円（チラシ、ポスター等）
 役務費 172,132円（傷害保険加入料）
 補助金 2,563,818円（実施団体補助金37団体）

② 市民スポーツ団体活動支援費のうち総合型地域スポーツクラブ補助金

決算金額	5,235,761円	内一般財源	5,235,761円
------	------------	-------	------------

総合型地域スポーツクラブとは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。

本クラブは平成20年2月に設立し、特定非営利活動法人「くさつ健・交クラブ」として活動されている。平成30年度の活動実績は、草津市のスポーツ推進計画の実現に向けて、市のスポーツ推進に関わる各種団体と連携しながら各種事業活動を展開された。特に、ノルディックウォークの普及・促進を図るとともに、障害者スポーツイベントの開催、幼児向けサッカーサークルを開設された。

また、クラブ設立10周年記念事業も開催され、会員同士および市民との交流が図られ、メディアの取材によりクラブの知名度アップにもつなげることができた。

一方、30年度の目標であった会員数630名は達成できず、3月末で565名となった。(H29年度583名・H28年度576名)

本クラブが円滑に運営できるよう、平成29年度からは再任用相当職員1名の雇用を補助することで、さらなる組織強化と不採算事業の見直しを行うことで自立支援を行われた。なお、令和元年度は運営補助として人件費2名分を支援されている。

補助金の推移

(単位：円)

補助金の種類	H30	H29	H28	H27	H26
運営補助金	3,735,761	3,752,372	0	0	0
事業補助金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,400,000	1,100,000

③ 学校体育推進費

決算金額	7,246,334円	内一般財源	6,870,334円
------	------------	-------	------------

ア. 中学校体育推進費 4,416,414円

a. 中学校運動部活動に対する支援

(1) 指導者等の配置

教員の心身への負担軽減と部活動の資質向上を図るため、下記の指導員を配置し、また支援員の配置に係る費用を補助された。

	運動部活動指導員	運動部活動支援員
根拠	草津市中学校運動部活動指導員設置要綱	草津市中学校運動部活動支援事業補助金交付要綱
事業開始年度	平成30年度	平成29年度
財源	国・県・市 1/3	市単独
身分	地方公務員法に定める特別職の非常勤職員として教育委員会が採用	特になし
報酬	1,600円/時間 (6時間/週、35週/年を限度とする。→要綱改正によりR1.7.25以降は15時間/週、45週/年)	2,000円/回 (1回2時間程度、年間30回/人を限度とする。) 別途保険加入料も全額補助
実績	H30 2名2校配置(老上<バスケホール>・新堂<バレーホール>) 実績額：210時間 336,000円 193時間 308,800円	H30 12名6校310回派遣 実績額：【報償費】620,000円 【保険料】21,550円 【保険料】22,100円
職務	顧問として実技指導 (単独で顧問とすることも可能だが、統括する担当教員要) 学校外での活動への引率可	顧問教員を支援する立場で実技指導 (単独での顧問は不可) 学校外への引率不可

(2) 中学校体育部活動支援事業補助金

全国中学校体育大会等、規定の大会に市内公立中学校が出場する際の旅費および宿泊費を補助し、中学校体育部活動の振興を図られた。

・実績額 平成30年度 6校 計 875,262円

(3) 各競技用備品等の整備

予算額を、基本額と部活動数に応じて按分した額で各学校に配分し、希望する備品等を購入されている。

・実績額 備品購入費 553,076円

消耗品費 552,276円

b. 中学校体力向上プロジェクト事業（委託先:草津市中学校保健体育連盟）

成長期の生徒が、正しい知識をもってスポーツに望むことができ、生涯にわたって長くスポーツを続けることができるよう実技講習会を、草津市中学校保健体育連盟に委託し実施された。なお、教員対象の実技講習会は熱中症の恐れがあるとして中止となったことおよび、生徒対象の実技講習会におけるアシスタントの人数減員となったため不用額は精算されている。

・契約金額 550,000円（精算後の額 440,000円）

イ. 小学校体育推進費 2,829,920円

a. ジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU（委託先:草津市小学校体育連盟）

「運動を通してすべての子どもに感動を」というコンセプトのもと、記録を伸ばす喜びや仲間と協力するすばらしさを感じ、様々なスポーツの魅力に触れることにより、運動が好きな子どもを育て、体力向上を図ることを目的に立命館大学BKCクインススタジアムで実施された。

・参加者 市内小学校全6年生 約1,330名

・内容 クラス対抗8の字跳び 学校対抗リレー

わくわくブース（ラグビー他6種の競技等を観る・体験する）

b. 小学校体力向上プロジェクト事業（委託先:草津市小学校体育連盟）

小学生児童の体力低下が著しい中、平成27年度より草津市小学校体力向上プロジェクトを立ち上げ、児童の体力向上、教員の授業力向上を図ってこられた。

平成30年度は、昨年度までの研究実践を継続しつつ、体力向上に向けた取り組みおよび体育指導の資質向上や教科体育の充実を立命館大学スポーツ健康科学部とともに進め、各小学校児童向けのダンス教室も引き続き実施された。

c. 小学校教員体育実技講習会（委託先:草津市小学校体育連盟）

学校における体育教育を推進するため、小学校教員を対象に水泳実技講習会を実施された。なお、体育実技講習会は開催の準備をされていたが、熱中症予防の観点から中止された。

④ 準公金の取扱いについて

(1) 準公金の管理状況

スポーツ保健課で管理している準公金は、令和元年12月11日現在で6団体、合計1,990,272円であった。

団体名	保管金額
草津市スポーツ推進委員協議会	466,606円
草津市体育振興会連絡協議会	155,599円
草津市民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会	0円
くさつ健幸ウォーク実行委員会	0円
草津市小学校体育連盟	827,415円
草津市中学校体育連盟	540,652円

※0円の団体は、今年度の事業が終了し、すべて精算されているため。

(2) 調査結果

それぞれの管理状況について、草津市準公金管理要領（平成31年4月1日制定）に基づき適正に管理されているか、通帳、現金出納簿、収入支出伝票の現物を確認するとともに、担当者からのヒアリング等により監査や定期的な点検が実施されているか確認をしたが、いずれの項目についても適正に管理されていた。特に、準公金管理者（＝所属長）による定期的な確認は適切に行われ、その記録も残されていた。

また、平成28年度実施の行政監査の指摘内容について、改善の状況を確認したところ下記の通りであった。

団体名	指摘事項（要旨）	調査結果
草津市駅伝競走大会実行委員会	出納簿・収入支出伝票を作成されたい。	いずれも措置済みであるとのことだが、実行委員会がH29から草津市スポーツ協会に移ったため、現物は未確認。
	参加費の徴収事務について、受領確認できる書類等を残されたい。	
草津市スポーツ推進委員協議会	還付事務について、領収書等を残されたい。	平成30年度は還付がなく、報酬の支払があり、受領一覧を作成し、受領印をもらうようにされた。ただし、受領日が不明であった。
草津市小学校体育連盟	収入支出伝票や出納簿を作成されたい。	いずれも適正に作成されていたが、支出伝票の債務発生日欄はすべて支出日が記入されていた。
	管理以外の預金が混在しているため、適切に処理されたい。	スポーツ保健課の管理以外の預金は、別会計になるように通帳を分けて担当者に引き渡しが行われていた。
草津市中学校体育連盟	収入支出伝票や出納簿作成されたい。	いずれも適正に作成されていたが、支出伝票の債務発生日欄はすべて支出日が記入されていた。

3 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行なら

びに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

(1) 委託業務に関する実績報告の提出および業務の履行確認について

- ・ 4件の委託契約のうち、「小学校体力向上プロジェクト業務」は完了届および精算報告のみが提出されていた。また、「中学校体力向上プロジェクト業務」および「ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU2018開催業務」は完了届および精算報告に開催日等が簡単に記載されていた。3件いずれの契約においても、提出書類等からはどのような事業がされ、どのような成果があったのか、詳細を確認することはできなかった。
- ・ 4件のうち残りの「小学校教員体育実技講習会」については、少額のため請書によるもので、完了届は提出されていなかった。業務の内容を確認したところ、委託業務の一部が中止されていたが、中止されたという事実やその理由、また契約金額を満額支払う理由も書類からは確認できなかった。
- ・ 「小学校体力向上プロジェクト業務」は1契約の中で、複数の事業が含まれているが、精算報告は総括的なもので事業別の経費は明確に記載されていなかった。

【意見・指摘事項】

(1) 委託業務に関する実績報告の提出および業務の履行確認について

- ・ 小学校体力向上プロジェクト業務、中学校体力向上プロジェクト業務ならびにジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU2018 開催業務の完了にあたっては、精算報告だけではなく、仕様書に基づく事業の実施や目的に対する成果が確認できるよう、実績報告書の提出を仕様書に明示するとともに、当該報告書により業務の履行確認を適正に行われたい。

また、研究報告書など成果物の納品を求める場合は、仕様書に具体的に明示されるよう、契約書および仕様書の見直しを検討されたい。

- ・ 業務の一部をやむを得ず中止する場合は、たとえ契約書を交わしていない案件であってもその旨報告を求め、契約変更の必要がなく委託料が支払われるのであれば、その理由について書面で残されたい。
- ・ 精算報告について、1契約で複数の業務（小学校体力向上プロジェクト業務）を委託する場合は、事業別に経費を分けて報告を求められたい。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
生涯学習課	令和2年1月22日	平成30年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の範囲および方法

所管事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から、主として平成30年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成28年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および、内部統制の体制の整備や運用状況について確認し、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 重点項目

- ① 社会教育推進費
- ② 文化振興費のうち市民文化芸術活動支援事業費

(2) 監査の主な着眼点

- ・収入・支出事務は適正に行われているか。
- ・契約事務は適正に行われているか。随意契約の理由は適正か。
- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託料等の支出、実績報告等は契約の内容に基づき適正に行われているか。また、履行確認は適正に行われているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成30年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

① 社会教育推進費

決算金額	1,457,565円	内一般財源	1,435,565円
------	------------	-------	------------

生涯学習情報の提供や、学習ボランティアの育成など生涯学習推進にかかる諸事業を実施された。主な事業は次のとおり。

ア. 青少年教育推進費

青少年健全育成にかかる推進団体の活動支援を行い、子どもの心身の育成機会の充実を図られた。

平成29年度までは、草津市子ども会指導者連絡協議会と草津市ボーイスカウト協議会の2団体に補助を行われてきたが、平成30年度は草津市子ども会指導者連絡協議会が実質活動停止状態となり、補助対象の事業実施が困難となったことから補助金の申請を辞退されている。

- ・草津市社会教育促進事業補助金

草津市ボーイスカウト協議会 補助金額18,000円

イ. 社会教育推進事業費

社会教育・生涯学習の推進のため、学習情報の発信や講座の開設等学習機会の提供を行われた。

a. 学びの地域支援講座

地域で活躍されている方や地域での生涯学習活動に関心のある方に、自身の“学び”を“活かす”きっかけとなる“学び”を起点とした“まちづくり”について学び合うことを目的として、年5回の講座を実施され156名の参加があった。受講者は、地域まちづくりセンターの職員や運営スタッフの方々、社会教育関係団体の方等であった。

b. 立命館びわこ講座

大学の持つ知的資源を地域の生涯学習支援に活かすための講座を開催され、平成30年度は、前年度に「草津市文化振興条例」の施行や「草津市文化振興計画」の策定がされたことを受け文化に関する講座も開講され、年5回の開催で受講者数は前年同程度の163名であった。

なお、実施主体は立命館大学であり草津市は負担金として大学と同額の15万円を支出されている。

c. 生涯学習ガイドブックの発行

生涯学習情報の提供として平成29年度まで、春と秋の年2回の冊子発行とされていたが、2回目の発行でも年度内すべての催しの情報掲載が難しいことや、冊子作成の編集作業の負担等から印刷製本による冊子作成は年1回とし、例年秋に発行していた冊子は取り止め紙媒体からウェブサイト、SNS、メール配信、滋賀県学習情報システム「におねっと」、南草津駅のデジタルサイネージを活用した発信方法に転換された。

- ・発行部数 800部

- ・配布先 生涯学習課窓口や地域まちづくりセンター、図書館などの市施設

ウ. 学習ボランティア推進費

学習ボランティアを育成することで、市民の学びや知識、技術をまちづくりに生かし学び合えるしくみをつくることを目的に、学習ボランティアの登録（ゆうゆうびとバンク）や活動支援ならびに機関誌（ゆうネットくさつ）を年4回発行

され情報発信を行われた。地域協働合校や子ども会・老人クラブ活動など、地域での学習の場にバンク登録者が講師を努めるなど、地域学習の一端を担われている人たちを支援されている。

・「ゆうゆうびとバンク」および「ゆうゆうびと講座」の登録者数等の推移

		H30	H29	H28
ゆうゆうびとバンク	登録者数	103人	102人	114人
ゆうゆうびと講座	開催講座数	7講座	8講座	10講座
	参加者数	66人	62人	76人

エ. 家庭教育推進費

基本的な生活習慣や規範意識など、子ども達が生きるために必要な力を身につけられるよう、家庭教育の推進を図ることを目的に次の事業を推進された。

a. 家庭教育学習事業費補助金

地域における家庭教育について学習する機会を持ってもらい、家庭教育力の向上を図るため、幼稚園、認定こども園、小中学校のPTAに対して補助金（上限5千円）を交付されている。

・平成30年度実績 11団体 55,000円

b. 家庭教育サポート事業

希望する小学校4校で延べ5回実施された。内容はインターネット利用状況の情勢と特徴、子どもに教えたいたいスマホトラブルと対策方法、子どもが意欲を持ってない原因ややる気を出すために必要なこと、子どもとの関わり方などであった。

また、1歳6カ月の乳幼児健診の場を活用した読書の啓発を実施された。絵本の展示、DVDによる読み聞かせや啓発チラシの配布ならびに、月1回図書館司書による読み聞かせアドバイスである。

・参加者数の推移

		H30	H29	H28	H27	H26
小学校	開催校数	4校	5校	7校	6校	2校
	参加者数	187人	144人	149人	198人	29人
乳幼児健診※		1,232人	1,274人	3人		
参加者数合計		1,419人	1,418人	195人	198人	29人

※乳幼児健診における家庭教育サポート事業は平成29年3月から実施

オ. 社会教育委員設置費

社会教育法の規定により、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するために設置されており、委員は16人で、平成29年度の会議で提案のあった「体系的な生涯学習システムの構築」の実現のため、2回会議を開催され提案書としてまとめ教育長に報告された。

カ. 子ども読書活動推進費

平成27年3月に策定した草津市子ども読書活動推進計画（第2期）を効果的に実施するため、関係職員で構成されている推進協議会を開催され、実施状況の確認と今後の効果的な展開について意見交換が行われた。

② 文化振興費のうち市民文化芸術活動支援事業費

決算金額	9,636,519円	内一般財源	9,435,519円
------	------------	-------	------------

文化振興計画に基づき文化振興施策を実施し、市民の文化活動を推進するため次の事業を実施された。

ア. 草津市文化振興審議会

草津市教育委員会の附属機関として設置している草津市文化振興審議会（委員数15名）を開催された。全体会2回の他、重点プロジェクト部会2回、施策評価部会1回を開催し、部会の成果を意見書としてまとめられた。

イ. 草津市文化振興フォーラム

平成30年3月に策定した草津市文化振興計画の周知を行うとともに、本市における文化振興の機運を高めるため、平成30年5月に開催された。

- ・開催場所 草津クレアホール
- ・参加者 約260人
- ・内容 基調講演、事例報告、トークセッション

ウ. アートフェスタくさつ

多様な人との関わりの中で、子どもや若者が気軽にアートに親しみ、人と文化に出会い交流する機会を創出することで、市の文化を担う次世代の育成を行うとともに、シビックプライドを醸成することを目的に、草津川跡地公園（de 愛ひろば）と市役所エリアにおいて、平成30年10月20日に開催された。

a. 草津川跡地公園（de 愛ひろば）

- ・業務委託先 草津まちづくり株式会社
- ・契約金額 1,370,742円（随意契約）
- ・業務内容 夜に映画を上映するなど、まちなかの賑わいに文化を活用したイベントの企画・運営。
- ・実績 ブース出店数：8ブース（ココリバ店舗含む）、ライブパフォーマンス出演者数：3人（大道芸人、ジャグリング、BMX）
来場者数：延べ2,350人

b. 市役所エリア

- ・業務委託先 草津市21世紀文化芸術推進協議会
- ・契約金額 1,295,268円（随意契約）
- ・業務内容 i) 近隣の美術館、博物館や地域の団体等によるアートワークショップ
ii) 県内のアーティストによる個性あるアートマーケット
iii) 事業の実施にあたっては、同日に開催する文化イベントと連携を図ること
- ・実績 i) わくわく体験ひろば
来場者数：4,102人、WS体験者数：2,946人
参加団体：23団体（ワークショップ26種）

ii) クリエイターズマーケット

来場者数：2, 273人、参加団体：28団体

エ. 草津シネマ塾

市民と関わりながら映画を製作することで、「ふるさと草津の愛着心」「連帯感の醸成」を目指すため、映画を媒体とした幅広い世代の市民が関わる文化事業として実施された。具体的には、大人を対象にした「シナリオ講座」及び、子どもを対象とした「キッズシネマ塾」を開講された。なお、シナリオ講座は映画製作に直接結びつかない内容のため、令和元年度は中止された。

業務委託先 一般社団法人 草津に麗しい文化芸術を育む会
契約金額 1, 343, 520円（随意契約）

a. シナリオ講座の企画運営

- ・講師 : 中島貞夫監督、谷慶子立命館大学准教授
- ・受講者数 : 11人
- ・講座数 : 8回（初級、中級の合計：7月～9月の実施）
- ・会場 : 市役所8階大会議室

b. キッズシネマ塾

- ・指導・脚本 : 中島貞夫監督
- ・受講者数 : 14人（市内4校の小学生高学年）
- ・作品タイトル: 木瓜原遺跡「古代製鉄所」を訪ねて
- ・撮影場所 : 立命館大学びわこ・くさつキャンパス
- ・企画会議 : 7月～9月計8回
- ・撮影、編集 : 10月～2月
- ・映画上映会 : 80名参加

3 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

特になし

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
図書館	令和2年2月28日	平成30年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の範囲および方法

所管事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から、主として平成30年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成28年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および、内部統制の体制の整備や運用状況について確認し、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 重点項目

- ・管理運営費（図書館・南草津図書館）

(2) 監査の主な着眼点

- ・収入・支出事務は適正に行われているか。
- ・規則、要綱等に沿った事務が適正に行われているか。
- ・委託の内容は適正であり、またその成果の確認は行われているか。
- ・現金の管理について、適正に管理されているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成30年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

- ・管理運営費（図書館・南草津図書館）

決算金額	図書館（本館）	78,421,788 円	内一般財源	77,626,156 円
	南草津図書館	49,604,396 円	内一般財源	49,561,296 円

草津市立図書館は、図書館（本館）と南草津図書館の2館を有し互いの連携はもとより、湖南4市（草津・栗東・守山・野洲）の広域で利用が可能となる取り組みを展開されている。

平成30年10月に、蔵書に貼ったICタグをタグリーダーが認識し、貸出処理するシステムを導入された。ICタグの導入により、貸出手続きの迅速化、蔵書点

検期間の縮減および作業負担の軽減、未手続図書の持ち出し防止、貸出手続の事務削減によるレファレンスサービスの拡充など、業務の効率化が図られている。

また、本が外から見えなくても処理が可能になったため、翌31年の正月から「新春としょかん福袋」事業（ICタグを活用し、テーマに沿って2冊～3冊を司書が選書し、中身が見えないまま貸し出す。）を両図書館で開始され好評である。

➤図書館の概要

名称	草津市立図書館（本館）	草津市立南草津図書館
所在地	草津市草津町1547番地	草津市野路一丁目15番5号 （フェリエ南草津5階）
開設年月日	昭和58年7月1日	平成14年7月18日
敷地面積	6,937㎡	—
延床面積	2,781㎡	706㎡（共有部分除く）
造	鉄筋コンクリート造・3階建 1階 一般開架室（約100,000冊） 児童開架室（約30,000冊） 点訳室・音訳室 書庫 「田畑忍文庫」コーナー 新聞、雑誌コーナー 2階 参考資料室（約15,000冊） 閉架書庫・会議室、事務室 3階 大会議室（ギャラリー） 貴重書保管庫・機械室 駐車場112台 （うち身障者区画5台）	地上鉄骨地下鉄筋コンクリート造 地上6階（塔屋1階）地下1階の 5階部分 一般開架室（約80,000冊） 児童開架室（約30,000冊） 新聞、雑誌コーナー 閉架書庫・事務室 駐車場 隣接の市営駐車場の利用 券を発行

➤開館時間

	草津市立図書館（本館）	草津市立南草津図書館
平日	10時～18時	10時～20時
土・日曜日	10時～18時	10時～20時
休館日	火曜日、毎月最終水曜日（12月を除く） 祝日、年末年始、特別整理期間	月曜日、毎月最終水曜日（12月を除く） 祝日、年末年始、特別整理期間

ア. 図書館運営計画

平成27年3月に図書館運営計画（計画期間 平成27年度～平成36年度）を策定され、基本方針を「利用者のための図書館から、市民のための図書館」とし、図書館サービスに関する施策を定め運営されている。

イ. 業務内容

- ・図書館資料（郷土資料、古文書および行政資料を含む。）の収集、整理および保存
- ・個人貸出および団体貸出
- ・読書案内および読書相談、レファレンスサービス
- ・読書会、研究会、講習会、等の実施および奨励
- ・市内学校図書館との連絡提携（本館）
- ・読書団体との連絡、協力および団体活動の促進（本館）
- ・移動図書館運営と図書の貸出（本館）

ウ. 資料数 (平成31年4月1日現在)

草津市立図書館 (本館)	草津市立南草津図書館
<ul style="list-style-type: none"> ・図書 334,318冊 (うち児童書 75,693冊) ・DVD 439点 ・CD-ROM 8点 ・ビデオ 427点 ・CD 4,237点 ・DAISY 96点 ・カセットテープ 396点 ・雑誌 202種 9,557点 ・新聞 10紙 (夕刊とも) 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書 174,914冊 (うち児童書 49,544冊) ・DVD 525点 ・CD-ROM 4点 ・ビデオ 1点 ・CD 3,788点 ・雑誌 193種 7,353点 ・新聞 12紙 (夕刊とも)

エ. 蔵書数 (平成30年度)

区 分	一般図書	児童書	聴覚	視覚	雑誌	合計
草津市立図書館 (本館)	258,625	75,693	4,729	874	9,557	349,478
南草津図書館	125,370	49,544	3,788	530	7,353	186,585
合計	383,995	125,237	8,517	1,404	16,910	536,063

オ. 図書館協議会

法に定められた機関で、委員10人で構成。平成30年度は会議を3回(1回は他市協議会との交流会)開催され、主に図書館運営計画の見直しについて議論された。

カ. 図書購入実績

本館 : 視聴覚169点、書籍9,349冊、雑誌2,535冊、新聞10紙
 南草津図書館 : 視聴覚108点、書籍6,691冊、雑誌2,394冊、新聞12紙

キ. 図書廃棄実績 (雑誌は含まず)

本館 : 7,851点
 南草津図書館 : 1,367点

ク. 奉仕活動

a. 移動図書館 (本館で運行)

昭和59年5月から運行。平成27年度の下半期から15箇所を20箇所に拡大し、1箇所に月2回巡回されている。

・平成30年度の利用状況 : 貸出冊数15,884冊、利用者数2,145人

b. 返却ポスト

・常設 JR草津駅東口・西口に設置
 ・図書館が閉館の時 各館の入り口、フェリエ南草津1階

c. 各種事業

・各種講座の開催 (主なもの)

本館 : 学校図書館ボランティア交流会、ブックトークの会、キッズデー
 南草津図書館 : 図書館クイズラリー、子どもの本の教室
 共通 : おはなし会、こどものつどい、おはなしのじかん、高校連携交流会、新春としょかん福袋

・「図書館だより」「こどものしゅうへん」を毎月2,700部発行
 利用者のほか保育所・幼稚園・小中学校等に配付

・家庭教育サポート事業

講話とおはなし会（ミナクサ☆ひろば）（2回）

乳幼児健診（1歳6か月）での読み聞かせと読書相談（12回）

絵本講座 など

d. 貸出状況

	図書館	年度	利用者数(団体)	貸出冊数
個人	本館	H30	142,161人	755,900冊
		H29	138,683人	734,032冊
		H28	142,060人	741,484冊
	南草津	H30	102,280人	405,674冊
		H29	101,477人	412,278冊
		H28	105,872人	432,427冊
団体	本館	H30	134団体	19,540冊
	南草津	H30	43団体	1,502冊

f. 図書資料未返却者等への対応

電話・メールによる督促後、延滞期間が3か月以上の延滞者に対し、1か月に1回、文書による督促を行い、5か月以上の延滞者については特に利用停止通知書の発送をされ、転出者等については調査し転入先へ文書にて督促されている。軽微な破損については、口頭注意し、重篤な破損や紛失については、同本を弁償してもらう措置を講じられている。

・なお、3か年の督促後、対象者と対象資料の除籍が行われている。

・未返却の実績（H30.4.1～H31.3.31）

図書館	未返却者数	破損・紛失による弁償本数	現金による弁償
本館	4人（14冊）	85冊	5人（10冊）8,765円
南草津	10人（37冊）	51冊	2人（5冊）3,280円

g. 視聴覚サービス

・視聴覚資料の利用実績

	冊数
聴覚資料CD・レコード・カセットテープ・CD-ROM	21,903冊
視覚資料DVD・ビデオ	7,397冊

・障害者サービス

市内在住の視覚障害者のニーズに応じて、点訳、拡大、録音図書をボランティア（3団体）に依頼し作成された。

h. 雑誌スポンサー制度

利用に供する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が当該雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を節減し、他の図書資料の購入費に充当することにより図書館サービスの向上を図ることを目的として、平成27年度より導入されており、平成30年度は6社21冊で概算21万円余りの提供を受けられた。

i. 図書館システム

図書館コンピュータシステムを平成30年10月から、おうみ自治体クラウド図書館システムに切り替えられ、公募型プロポーザルによりおうみ自治体クラウド協

議会が契約（6年間の長期継続契約）している。同契約には草津・守山・栗東・野洲・湖南・近江八幡の各市が参加している。

・月額使用料 674,698円（前契約月額使用料 803,135円）

3 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

(1) 草津市立図書館（本館）の施設使用料等の取扱いについて

- ・使用料の収納状況は、平均2か月に1回月末に締め切り収納されているが、締切日から収納日の期間は年間6回のうち、2日から54日となっており多くは15日前後で、1回の収納金額は6,300円から220,520円となっていた。
- ・使用料の収納手順が定まっておらず、マニュアル等も作成されていないため、収納までの期間や収納日が不定期であった。
- ・1/1～2/22の分について、収入調定日が2月22日であるにも関わらず、4月17日に収納されていた。
- ・月初に大会議室の予約があり、翌月（または翌々月）の収納まで、比較的高額な現金を1か月以上保管することになっている。
- ・会計規則第14条（出納員等の直接収納）によると、原則、当日又は翌日に納付書で払い込むこととなっており、特別の理由が認められるときは期日の延期ができるものとなっている。
- ・金庫保管金管理表の記載内容と実際の現金の動きが合致していない。
- ・担当者と確認者が同じ日があり、リスク管理できておらず確認の意味がない。

【意見・指摘事項】

- (1) 草津市立図書館（本館）の施設使用料等の取扱いについて、収納までの期間（長期にわたる現金の保管）や収納日が不定期であり、金庫保管金管理表の運用にも疑義があるので、現金保管に係るリスクを考慮した収納方法の改善を検討するとともに、マニュアル（手順書）を作成されたい。また、現金保管は複数人で確認することを徹底されたい。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
学校教育課	令和2年3月2日	平成30年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の範囲および方法

所管事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から、主として平成30年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成28年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および、内部統制の体制の整備や運用状況について確認し、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 重点項目

- ① 学力向上推進費のうち学校教育支援教員配置費
- ② 学事管理運営費のうち中学校文化部活動推進費
- ③ 学校改革推進費のうち家庭学習サポーター事業

(2) 監査の主な着眼点

- ・収入・支出事務は適正に行われているか。
- ・補助金の事務処理は適正に行われているか。
- ・加配教員の勤務実績の確認は適正に行われているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成30年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

① 学力向上推進費のうち学校教育支援教員配置費

決算金額	57,977,270 円	内一般財源	57,977,270 円
------	--------------	-------	--------------

小・中学校での特別支援教育やその他の教育課題の推進および教育目標に応じた活動の推進を担当する教員の授業軽減を担うため、小学校14校・中学校6校に各校1人配置された。

週30時間（内、授業20時間程度）の勤務で教員免許を有しているものを雇用し、小中学校の円滑な接続を念頭に、特別な支援を要する児童生徒や不登校・不応の児童生徒に対する個別対応に当たる教員の授業の一部を担当し、教職員の負担軽減につなげられた。

➤不登校児童生徒数およびいじめ認知件数の推移

小学校

	H28	H29	H30
児童数	7,818人	7,964人	8,179人
不登校	39人	62人	91人
不登校／児童数	0.5%	0.78%	1.11%
いじめ認知件数	85件	110件	120件
いじめ認知件数／児童数	1.1%	1.38%	1.47%

※全国の不登校児童数／全児童数：0.70% 全国の1校あたりの認知件数：21.3件

中学校

	H28	H29	H30
生徒数	3,341人	3,380人	3,363人
不登校	74人	72人	98人
不登校／生徒数	2.21%	2.13%	2.91%
いじめ認知件数	89人	60人	98人
いじめ認知件数／生徒数	2.66%	1.78%	2.91%

※全国の不登校生徒数／全生徒数：3.65% 全国の1校あたりの認知件数：9.4件

※資料出所先 「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題（小中）に関する調査結果について」

② 学事管理運営費のうち中学校文化部活動推進費

決算金額	479,996円	内一般財源	479,996円
------	----------	-------	----------

学校教育の一環として、文化部活動を推進・活性化させ、学校教育の充実を図ることを目的に、公立中学校の文化部活動に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付された。

補助金の各校内訳

学校名	交付決定額(円)	確定額(円)	大会出場	部員数(人)
高穂中学校	90,642	90,642		194
草津中学校	112,066	112,066	全国大会1件	100
老上中学校	57,506	57,506		85
玉川中学校	72,402	72,402		134
松原中学校	103,858	103,858	全国大会1件	73
新堂中学校	43,522	43,522		39
合計	479,996	479,996		625

③ 学校改革推進費のうち家庭学習サポーター事業

決算金額	2,581,000円	内一般財源	681,000円
------	------------	-------	----------

草津市立小学校の児童の家庭学習を充実させ、学力向上を図るとともに、教員の負担を軽減し、学校の働き方改革を推進することを目的に、教員OB等による家庭学習サポーターを配置された。

具体的な業務内容は、家庭学習用のプリント添削や自主学习ノート等の添削、プリント印刷などであり、1校あたり年間210時間を基準に実施された。

▶各校への配置人数および勤務時間の実績

学校名	配置人数(単位：人)	勤務時間(単位：時間)
志津小	2	221
志津南小	1	215
草津小	1	221
草津第二小	1	160
渋川小	1	220
矢倉小	1	187
老上小	5	241
老上西小	1	162
玉川小	1	220
南笠東小	1	210
山田小	1	135
笠縫小	1	220
笠縫東小	1	220
常盤小	2	219
合計	20	2,851

3 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

(1) 草津市中学校文化部活動補助金について

- ・補助対象経費の総額が補助金額を上回っているものの、交付要綱第2条（補助対象経費）に規定されていない加盟費や講師謝礼が補助対象経費とされている。また、収支決算書に添付されている領収書の中に領収日が前年度のものが含まれていた。
- ・額の確定通知の決裁文書に補助対象経費の記載がなく、補助金審査事務において適正性を欠いている。

【意見・指摘事項】

- (1) 草津市中学校文化部活動補助金について、補助対象経費の総額が補助金額を上回っているものの、補助金交付要綱の規定に定めのない経費や、前年度に執行されていた経費を補助対象経費に算入していたものが認められたので、補助金額を適正に算定するため補助対象経費の範囲を整理し、当該補助金交付要綱の見直しを検討されたい。あわせて、業務マニュアルを整備しチェックリストによる確認の徹底を図られたい。

令和2年度 地域協働合校 地域コーディネーター 名簿

小学校	名前
志津小学校	井戸 静代
	山中 由紀子
	下津 貞
志津南小学校	垣根 和子
草津小学校	辻 圭子
草津第二小学校	久志 博子
渋川小学校	澤村 忍
矢倉小学校	奥井 照夫
老上小学校	山本 忍
老上西小学校	武井 美代
玉川小学校	岩崎 教子
南笠東小学校	岡田 やよい
山田小学校	中島 民恵
笠縫小学校	小寺 厚子
笠縫東小学校	村田 可奈子
常盤小学校	木下 征三郎

任期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則
 草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

付則の次に次の2様式を加える。

別記

様式第1号（第2条第2項関係）

草津市立図書館会議室等使用料減免申請書

年 月 日

草津市長 様

申請者

住 所
 団 体 名
 代 表 者 名
 電 話

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
使用施設		使 用 料	
減免申請額			
減免申請の理由		左の該当事項	

以下は記入する必要はありません。

使 用 料 減 免 決 裁				指 示 事 項	
館 長	副 館 長	係 長	担 当		
処 理	減免決定額			円	備考
	減免年月日			年 月 日	

様式第2号（第3条第2項関係）

草津市立図書館会議室等使用料還付申請書

年 月 日

草津市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者

連絡先 ()

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

記

使 用 目 的		使 用 人 数	人
使 用 日 時	(自)	年 月 日 ()	時 分
	(至)	年 月 日 ()	時 分

使 用 施 設	
還付申請の理由	
還付申請金額	円

なお、還付金は下記の口座へ振り込んでください。

金融機関名		支 店 名	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則	旧 規 則
<p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>

別記
様式第1号(第2条第2項関係)

草津市立図書館会議室等使用料徴収申請書

草津市長 様、

申請者

〒 月 日

住 所

西 体 志

代 表 者 名

電 話

下記のとおり使用料の徴収を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
使用施設	使用料
貸室申請額	
貸室申請の理由	年の該当事項

以下は記入する必要はありません。

使用料額	延長料	延長料	延長料	格 示 事 項
徴 収 額	徴 収 額			円、 備考
徴 収 年 月 日	年	月	日	

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 旧 規 則

様式第2号 (第3条第2項関係)

草津市立図書館会議室等使用料徴収申請書

年 月 日

草津市長 様

申請者

所在地

名称

代表者

連絡先 ()

下記のとおり使用料の還付を届けたいので申請します。

記

④

使用目的	使用人数	人
使用日時 (自) 年 月 日 () 時 分 (至) 年 月 日 () 時 分		
使用施設		
還付申請の理由		
還付申請金額		円
なお、還付金は下記口座へ振り込んでください。		
金融機関名	支店名	
預金種別	口座番号	
口座名義人		

草津市教育委員会告示第 5 号

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱を廃止する要綱
草津市中学校運動部活動指導員設置要綱（平成30年草津市教育委員会告示第10号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

草津市教育委員会告示第7号

草津市立学校臨時教員に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市立学校臨時教員に関する要綱を廃止する要綱

草津市立学校臨時教員に関する要綱（平成24年草津市教育委員会告示第6号）は、
廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

草津市教育委員会告示第 8 号

草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱を廃止する要綱
草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱（平成18年草津市教育委員会告示第5号）
は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

草津市教育委員会告示第 11 号

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 2 年 4 月 1 日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱を廃止する要綱
草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱（平成2年5月1日制定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

草津市教育委員会告示第6号

草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱および草津市学校事務共同
実施推進協議会要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱および草津市学校事務共同実施推進協議会要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱（平成21年草津市教育委員会告示第29号）
- (2) 草津市学校事務共同実施推進協議会要綱（平成31年草津市教育委員会告示第10号）

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

草津市告示第90号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次の
ように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年告示第180号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>付 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 この要綱は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p> <p>別記様式（略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この要綱は、令和2年3月31日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>付 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p> <p>別記様式（略）</p>

草津市告示第 9 1 号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 涉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次のように改正する。

第2条中「GTEC Junior」を「東京書籍株式会社が実施する標準学力調査」に改める。

第4条第1項第1号中「1,816円」を「2,650円」に改め、同項第2号中「GTEC Junior 受験者」を「標準学力調査受験者」に、「923円」を「1,000円」に改める。

付 則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は令和2年3月31日から施行する。

草津市英語検定料補助金交付要綱新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「英語検定」とは、株式会社ベネッセコーポレーションが実施するGTECおよび東京書籍株式会社が実施する標準学力調査をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、草津市就学援助費給付要綱(平成16年草津市告示第75号)第4条に規定する要保護者または準要保護者については、検定料の全額とする。</p> <p>(1) GTEC受験者 生徒1人当たり2,650円</p> <p>(2) 標準学力調査受験者 生徒1人当たり1,000円</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「英語検定」とは、株式会社ベネッセコーポレーションが実施するGTECおよびGTEC Juniorをいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、草津市就学援助費給付要綱(平成16年草津市告示第75号)第4条に規定する要保護者または準要保護者については、検定料の全額とする。</p> <p>(1) GTEC受験者 生徒1人当たり1,816円</p> <p>(2) GTEC Junior受験者 生徒1人当たり923円</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。た</p>

改正後（案）	現行
<p>し、第8条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p> <p>別記様式（略） 付 則</p> <p><u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は令和2年3月31日から施行する。</u></p>	<p>だし、第8条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p> <p>別記様式（略）</p>

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
本棚	1		25,000	草津市山田町 仲野 磨由美	令和2年 3月19日	草津中学校
小計			25,000			
リサイクルトイレットペーパー	5,800		266,046	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700 (株)京都銀行 取締役頭取 土井 伸宏	令和2年 4月8日 以降随時	小中学校
小計			266,046			
ポールキャリア	1		44,356	草津市志那中町119番地	令和2年	常盤小学校
ハイパーポンプ	2		6,000	令和元年度卒業生一同	3月19日	
小計			50,356			
合計			341,402			

